不登校児童生徒への支援について

文部科学省の動き

○平成 28 年 12 月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会 の確保等に関する法律(教育機会確保法)の公布

○平成 29 年 3 月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保 等に関する基本指針

義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等の意義・現状など含め、 大きく4つの視点が示された。

- ・教育機会の確保等に関する基本的事項
- ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- ・夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

○令和元年 10 月 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

教育機会確保法やこれに基づき策定された基本指針の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒への支援の視点として「学校に登校する」という結果のみを目標にしないとの考え方などを示すとともに、「適応指導教室」というかねてからの表記を「教育支援センター」に統一するなどした。

○令和4年6月 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書~今後の不登校児童 生徒への学習機会と支援の在り方について~」について(通知)

学校現場への教育機会確保法や基本指針の周知が進んでおらず、法の趣旨に基づく対 応が十分に浸透していないことを指摘した。また、有識者会議がまとめた報告書を踏ま え、今後重点的に実施すべき以下の施策の方向性4点が示された。

- ・誰一人取り残されない学校づくり
- ・困難を抱える児童生徒に対する支援ニーズの早期把握
- 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保
- 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

○令和5年3月 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について (通知)

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLO プラン)を策定し、 次のとおり目指す姿を掲げるとともに、これらの実現に向けて不登校対策の一層の充実 に取り組むことを示した。

- ・不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- ・心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする